

1. 事業者

名称	有限会社 ともべ看護ケアセンター
所在地	茨城県笠間市鯉淵 6528-54
電話番号	0296-73-6001
代表者	黒沢 文子

2. 事業所

名称	ケアライフ下郷
所在地	茨城県笠間市鯉淵 6526-432
電話番号	0296-78-5659
介護保険指定番号	0871600318
管理者名	尾関 裕行
開設年月日	平成22年 9月 1日

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8:30～17:30

4. サービス提供時間

平日	通常時間	8:00 ～ 18:00
土曜日	早朝	6:00 ～ 8:00
日曜日	夜間	18:00 ～ 22:00
祝日	深夜	22:00 ～ 6:00

※時間帯により料金が異なります

5. 事業所の職員体制

職種	資格	区分		事業内容	計
		常勤	非常勤		
管理者	介護福祉士	1名		業務・従業者管理	1名
サービス提供責任者	看護師・介護福祉士	兼務	1	計画作成・訪問介護・技術指導	兼務
訪問介護員	介護福祉士	1名	4名	訪問介護	9名
	1級ヘルパー				
	2級ヘルパー	2名	2名		

6. サービスの内容

身体介護	食事介助	嚥下や水分チェック等に注意しながら介助します 食べやすいように工夫し介助します
	入浴介助	身体状況にあわせ入浴及び清拭、洗髪を行います
	排泄介助	トイレ誘導、オムツ交換等を行います
	口腔ケア	食後口腔等の清潔の為ブラッシングを行います
	体位交換	床ずれを作らないように体の向きを変えます (寝たきりの方や自分で思うように体を動かさない方等)
	衣類着脱	下着、衣類全般にわたって着替えの準備や衣類の交換を行います
生活援助	買物介助	調理に必要なもの、又その他必要な買物の代行
	調理介助	嗜好にあわせて献立を考え、調理し、配膳及び下膳等を行います
	掃除	生活している部屋を掃除します
	洗濯	着替え等衣類を洗濯します
	寝具等の整理	シーツ交換、布団干し、ベットメーカーキング等寝具の衛生保持
その他	訪問相談等	

7. 利用料金

(1) 介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として、自己負担額は利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(介護給付料金表) 1割負担の額 カッコ内の金額は2割負担の額です。

身体介護	20分未満	30分未満	30分～1時間	1時間～1.5時間	以後30分
	<u>168円</u> (330円)	<u>253円</u> (506円)	<u>402円</u> (804円)	<u>587円</u> (1174円)	<u>83円</u> (166円)
生活援助	45分未満		45分以上		
	<u>184円</u> (368円)		<u>227円</u> (454円)		

※地域区分の単位(7級地 10.21円)を含んだ金額です。

※上記料金には加算等は含まれていません。

時間外割増料金

早朝(6時～8時)	25%
夜間(18時～22時)	
深夜(22時～6時)	50%

加算等

加算名称	ご利用者負担額	算定要件
初回加算	204円	はじめて訪問介護事業所を利用する場合
	(408円)	

※サービス提供責任者が自らサービス提供したか、サービス提供責任者が他のスタッフのサービス提供に同行した場合に算定

予防給付の場合

対象	利用頻度 他		1ヶ月の料金
介護予防訪問介護Ⅰ	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1	1,192円 (2,384円)
介護予防訪問介護Ⅱ	週2回程度の利用が必要な場合	要支援2	2,384円 (4,768円)
介護予防訪問介護Ⅲ	週2回程度を超える利用が必要な場合	要支援2	3,781円 (7,562円)

- ・ 上記料金算定の基本となる時間は実際サービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護給付において、やむをえない事情で且つお客様の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

介護保険給付の限度額を超えた訪問介護サービスを利用される場合は、サービス料金の全額が契約者の負担となります。

(3) 交通費

通常の事業実施区域外にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合、お客様宅まで要した交通費として1km当たり30円を頂く場合があります。

(4) キャンセル料

お客様のご都合により急なキャンセルの場合（サービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。但し、利用者様の病状の急変など緊急でやむを得ない事情の場合は不要です。

利用の24時間前までにご連絡の場合	無料
利用の24時間前までにご連絡がない場合	1提供あたりの料金の50%
利用の当日連絡が無く介護員が訪問した場合	介護保険料の全額を自己負担

(5) 利用料金の支払い方法

利用月の利用料金の請求書に明細を添付して、翌月10日までに利用者へ送付します。利用者は、利用月の利用料金を翌月中旬日までに（現金払・口座振込）により支払います。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サー日提供の前に、主として担当する訪問介護員を決定します。但し、実際のサービス提供に当たっては、複数の訪問介護員が交替でサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

- ① 専任された訪問介護員の交替を希望する場合は、当該訪問介護員が業務上、不適切と認められる事情、その他交換を希望する理由を明らかにし

て、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることが出来ます。

② 事業所からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員の交替をする事があります。訪問介護員の交替をする場合は、お客様及びその家族に対してサービスの利用上の不利益が生じないように十分に考慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意点

① 定められた業務以外の禁止

利用者は、ケアプランまたは予防プランで定められたサービス以外の業務を事業者に依頼する事はできません。

② 利用者不在のサービス提供の禁止

利用者が不在の場合、サービス提供を事業者に依頼する事はできません。

③ 訪問介護サービス実施に関する指示・命令

④ サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

⑤ 備品等の使用

訪問介護（予防介護）サービスの実施のため必要な備品等（水道・電気・ガスを含む）は無償で使用させていただきます。また緊急連絡等の必要な場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に利用者の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービスの料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は利用者に対するサービスの提供に当たって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為又は医療補助行為

②利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受

③利用者本人以外等に対するサービスの提供

④飲酒及び喫煙

⑤利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動

⑥ その他利用者もしくはその家族への勧誘行為

9. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は下記の専門窓口で受け付けます。

当事業所苦情窓口	
ケアライフ下郷	
電話番号	0296-78-5659
苦情担当者	サービス提供責任者
受付時間	月曜～金曜 8:30～17:30

行政機関その他苦情受付機関

笠間市役所 福祉部 高齢福祉課 介護保険グループ	笠間市中央 3-2-1 TEL 0296-77-1101
国民健康保険団体連合会	水戸市笠原町 978-26 TEL 0293-01-1550
茨城県社会福祉協議会	水戸市千波町 1918 TEL 0292-41-1133

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の変化等があった場合は速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）居宅介護支援専門員（地域包括支援センター）等へ連絡します。

主治医	病院名		
	住所		
	主治医		
	電話番号		
緊急時連絡先 (家族等)	氏名	(続柄)	
	電話番号	①自宅	②携帯
	氏名	(続柄)	
	電話番号	③自宅	④携帯

